

# 大学・短期大学・専門学校における歯科衛生士教育に関する一考察

犬飼 順子

現在、わが国では歯科衛生士養成機関として大学、短期大学、専修学校（専門学校と称する）が設置されている。2022年12月現在、大学13校（内1校は短大から移行中）、短期大学16校（内1校は大学に移行中）、専門学校は151校となっている。大学は4年、短期大学と専門学校は3年の修業年限を経て卒業した者は歯科衛生士国家試験の受験資格が与えられる。同じ職業を養成しているにもかかわらず教育機関の種別が異なっているが、これらの特性について社会的に理解されていない現状がある。今回、大学と短期大学および専門学校の教育機関の違いと歯科衛生士養成のための特徴について検討したので報告する。

大学、短期大学、専門学校の定義は学校教育法で「目的」として定められている。

まず大学は、学校教育法第八十三条によって、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定されている。そして同条で、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定めている。

2005年（平成17年）の答申「我が国の高等教育の将来像」（以下「将来像答申」）<sup>1</sup>では、2015年から2020年頃までに想定される高等教育の将来像として大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校の学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能などについて提言している。

この将来像答申<sup>1</sup>において大学は、「学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である」としており、大学は、「今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚すること」、「国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、

今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していくこと」が必要であるとされている。したがって、大学設置基準により124単位（医学または歯学は188単位、薬学は186単位、獣医学は182単位）以上修得し大学を卒業した者に、大学教育の修了者の能力証明として国際的通用性がある「学士」の学位が学校教育法により授与されている。

一方、短期大学は学校教育法第八十八条によって「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と大学の目的と代えて定めている。大学の定義と異なる点は教育の主体が「広い知識」や「知的、道徳的及び応用的能力」ではなく「職業又は實際生活に必要な能力」に焦点を当てていることであろう。

そして、将来像答申<sup>1</sup>においては、短期大学は「ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場」となり、さらに学位取得に結び付けることが適切であるとされている。そのため、短期大学設置基準により、修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得し、短期大学を卒業した者に学校制度体系の現状から一般に分かりやすい表示である「短期大学士」の学位が学校教育法により授与されている。なお、現在の「短期大学士」の学位は2005年からそれまでの「準学士」の称号から変更されている。将来像答申<sup>1</sup>に掲げられている高等教育における「ユニバーサル段階」とは、トロウが提唱した高等教育発展段階であるエリート段階（高等教育進学率15%未満）、マス段階（高等教育進学率15%以上50%未満）に続く高等教育進学率が50%以上の段階であり、このユニバーサル段階になると高等教育は「万人の義務」としての位置づけ<sup>2</sup>となっている。我が国の高等教育進学率は1980年から50%を超えたユニバーサル段階に入っている。現在の高等教育

進学率は2021（令和3）年度の学校基本調査結果<sup>3</sup>において83.8%で過去最高値を示していることから、成熟したユニバーサル段階であると言える。一方、この高等教育進学率の内訳は、大学54.9%、短期大学4.0%、専門学校24.0%となっており、大学進学率は、年々増加しており過去最高値を示しているが、短期大学は減少傾向、専門学校は横ばいとなっている。したがって、ユニバーサル段階となつてからは、今後はこの段階の中でも50%を超え、増加している大学進学率のユニバーサル段階を迎えていると言える。

専門学校は、学校教育法第二百二十四条によって「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする」と定めている。短期大学と異なる点は短期大学には「深く専門の学芸を教授研究する」ことが明示されている点であろう。将来像答申<sup>1</sup>においては、専門学校は「社会的要請にこたえて実際の知識・技術等を習得した人間性豊かな人材を育成するため、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実する」必要があるとされている。そして、専修学校設置基準により専門課程の場合は「30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数」、すなわち3年の場合は90単位を修得し専門学校を修了した者には、1994年の文部省告示「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」により「専門士」の称号が付与されている。

歯科衛生士の養成機関は歯科衛生士学校養成所指定規則によって定められている。同規則では修業年限は3年以上、規則により定められた教育内容について93単位を修得しなければならない。さらには、厚生労働省医政局長通知の「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」で歯科衛生士養成教育における物的・人的資源やより詳細な教育内容が定められている。実際の93単位の内、86単位は医療従事者の一員である歯科衛生士としての知識と技術の習得に割り振られており、各歯科衛生士養成校が職務の特性を鑑みながら独自に編成できるのは「選択必須分野」の7単位となっている。したがって、最低でも大学は38単位、短期大学および専門学校は7単位を自由なカリキュラムとして組めることになる。

大学はその目的を果たすべく、とりわけ「広い知識と知的、道徳的及び応用的能力」について時間をかけて修得することが大学教育の強みとなると思われる。

一方、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究すること」は大学と一致しており、「職業又は實際生活に

必要な能力を修得すること」は専門学校と一致していることから、独自性を打ち出す特性が乏しいことは否めない。しかしながら、歯科衛生士は医療従事者の一員としての歯科保健・歯科医療の専門家であるが、それとともに大学および短期大学の「学士」および「短期大学士」の習得者は「歯科衛生学」の学問分野の専門家として教育される必要があると考えられる。そのため、短期大学では3年間の限られた単位の中で、学術的に真理を追究する研究マインドを学生に教授できる歯科衛生士養成機関であることを意識した効率的で効果的な授業形式や授業方法による創意工夫が凝らされている可能性が高い。また、短期大学の教員は教育に加えそれぞれの専門分野について研究することが必須であろう。

そして、専門学校は「実地的な知識・技術等を習得すること」が社会的要請にいち早く応えることができることから、教育の第一の目的となると思われる。社会の歯科衛生士へのニーズが高まり、歯科衛生士の活躍の場が拡張している現在では常に新しい教育内容が求められており、フレキシブルな教育体制が必要であると考えられる。

超高齢社会となっている近年、歯科衛生士の業務が広く拡大し、進展している歯科保健や歯科医療の知識や技術だけでなく幅広い医学的知識や社会学的知識等も業務に反映されることが求められるようになってきている。また、知識や情報を共有化できるSociety5.0の社会に対応できる能力も求められている。高等教育のユニバーサル化や大学進学率の増加とともに、社会の人々も自己の健康に関わる歯科衛生士に確かな知識や技術だけでなく、科学の視点や広い知識や応用性を当然のことと求めるであろう。歯科衛生士養成機関も現在大学が増加しているが、大学による歯科衛生士の養成が特別なことではなくユニバーサル化に向かうのは必須であると思われる。なお、現在の歯科衛生士養成機関の大学の割合は7.3%であり50%に到達するまでにはまだ少し時間はかかると予測される。

2020（令和2）年末の就業歯科衛生士数は142,760名<sup>4</sup>で2010年に歯科医師数を上回り、歯科医師の増加率よりも高い増加率で推移している。現在は歯科衛生士の求人倍率は2021年度で22.6倍<sup>5</sup>とされており、歯科衛生士の就業ニーズは非常に高いものの、このペースで増加すると近い将来において歯科衛生士は社会の中で淘汰されていくと推測できる。

大学・短期大学・専門学校が混在する現状においては口腔から人々の健康づくりを科学的にサポートできる歯科衛生士は、より独自性を持つことができる大学

を中心として各養成機関の種別とともに教育の多様性を生かすことで、それぞれの特性からより専門性の高

い分野を追求でき、各分野で質の高い歯科衛生士が排出されることになると思われる。

#### 参考文献

1. 文部科学省中央教育審議会：我が国の高等教育の将来像（答申）第3章 新時代における高等教育機関の在り方，平成17年1月28日，[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)，2022年12月22日アクセス
2. 片瀬一男：ユニバーサル化した大学における教員の苦悩 - 東北学院大学の教員意識調査から，東北学院大学教育研究所報告集 7:5-40, 2007
3. 文部科学省：報道発表 令和3年度学校基本調査（確定値）の公表について，令和3年12月22日，[https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt\\_chousa01-000019664-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_chousa01-000019664-1.pdf)，2022年12月21日アクセス
4. 厚生労働省：令和2年度衛生行政報告例，<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469&tclass1=000001161547>，2022年12月23日アクセス
5. 日本歯科衛生士会：歯科衛生士6つの魅力，<https://www.jdha.or.jp/merit/>，2022年12月23日アクセス